



成年後見制度 利用検討ガイドライン

能美市
能美市社会福祉協議会

◆ガイドラインの活用方法について◆

～はじめに～

日常生活を送るうえで判断能力が不十分な方は、誰もが持っている権利をうまく使えない、また権利侵害にあう可能性が常にあります。

そのような支援が必要な方の権利を守るため、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業といった制度がありますが、現状では各制度の認知度が低いことや、利用のタイミングの難しさなどの課題があります。

そのため、本ガイドラインはそういった課題の解決に向け、制度の利用を検討している当事者やご家族、専門職（介護支援専門員や相談支援専門員等）が適切なタイミングで、制度の利用を検討をする時に活用いただくために作成しました。

1 成年後見制度利用検討フローチャート…P2

- 日常生活での契約手続き行為(※1)・財産管理等に課題がある際、成年後見制度の必要性があるかについて流れを確認しながら検討していきます。

※フローチャートで課題が「あり」とお答えされた場合2へ

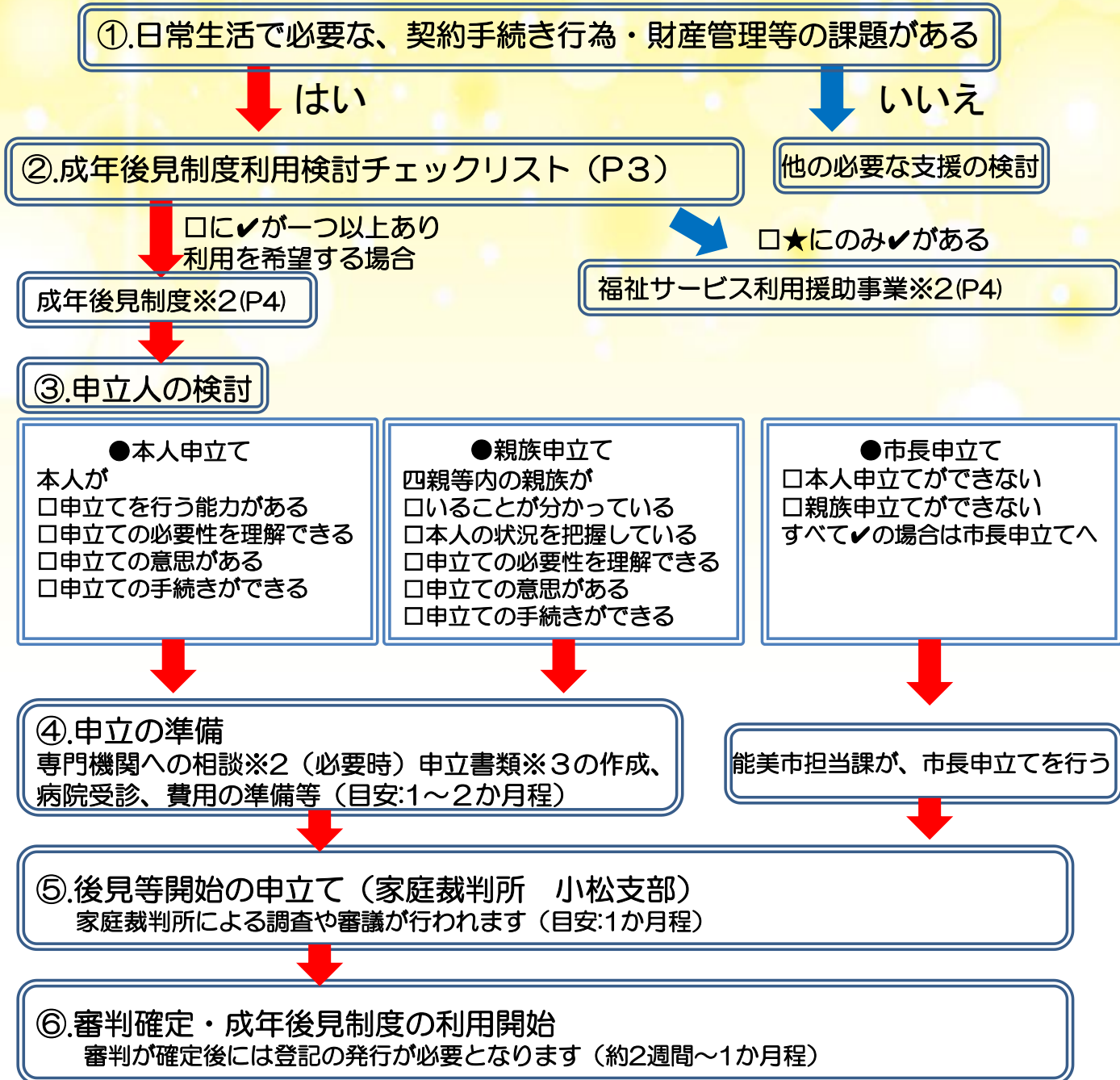
2 成年後見制度利用検討チェックリスト…P3

- 契約手続き行為・財産管理等に課題がある際、成年後見制度の他、福祉サービス利用援助事業の利用を検討することが出来ます。

※1 当事者同士の意思表示が合致することで成立する法的効力がある約束を示す。（例・売買契約、賃貸契約、雇用契約、贈与契約）

◆成年後見制度利用検討フローチャート◆

当てはまる選択肢をお選びください



※2 成年後見制度及び福祉サービス利用援助事業の利用に関する相談や支援を、能美市社会福祉協議会「くらしサポートセンターのみ」で行っております。気軽にお問合せ下さい。(問い合わせ先は冊子の裏面を御覧下さい)

※3 必要書類の詳細確認やダウンロードは、金沢家庭裁判所ホームページより行うことができます。

◆成年後見制度利用検討チェックリスト◆

【ご本人氏名】() 【記入者名】()

当てはまる項目に☑を付けてください。

～制度の利用が望まれる判断基準～

- ・☑が一つでもある場合は、**成年後見制度**の利用を検討ください（P2・P4参照）
- ・★の項目のみ☑がある場合は、**福祉サービス利用援助事業**の利用を検討ください（P4参照）

判断能力	①認知症、知的障害、精神障害があるが、日常生活はほとんど自立して出来る(補助 軽度)	<input type="checkbox"/> ★
	②日常生活の上で、意思疎通の困難さや、支障をきたす行動はあるが、少しの支援があれば自立出来ている(保佐 中度)	<input type="checkbox"/>
	③日常生活の上で、意思疎通の困難さや、支障をきたす行動が多くあり、自立した生活が難しい。(後見 重度)	<input type="checkbox"/>
財産管理	①日常的な金銭管理の支援が必要(出金・入金・振込・支払)	<input type="checkbox"/> ★
	②年金や手当等の受給手続きの支援が必要	<input type="checkbox"/> ★
	③通帳や印鑑の紛失・再発行が頻回にある	<input type="checkbox"/>
	④保険の請求や税金の申告等の手続き支援が必要	<input type="checkbox"/>
	⑤賃貸等の契約の手続き支援が必要	<input type="checkbox"/>
	⑥金銭の使い込み等が見られ、収支の計算ができない	<input type="checkbox"/>
	⑦不動産処分や定期預金の解約手続き支援が必要	<input type="checkbox"/>
	⑧債務の整理や、ローンの返済等が必要	<input type="checkbox"/>
	⑨遺産相続の手続き支援が今後必要	<input type="checkbox"/>
	⑩裁判所などでの手続き支援が必要	<input type="checkbox"/>
身上監護	①福祉サービスの内容が理解でき、多少の支援で契約可能	<input type="checkbox"/> ★
	②福祉サービスの内容が理解できず、本人に代わって支援が必要	<input type="checkbox"/>
	③郵便物の内容が理解でき、多少の支援で契約可能	<input type="checkbox"/> ★
	④郵便物の内容が理解できず、本人に代わって支援が必要	<input type="checkbox"/>
	⑤施設入所や、入院のための契約手続きが必要	<input type="checkbox"/>

(参考：名古屋市成年後見あんしんセンター活用ハンドブック)

◆成年後見制度・福祉サービス利用援助事業◆ 利用の前に知っておきたいポイント

成年後見制度

- 成年後見人等は入院・入所契約の身元保証人になることができませんが、成年後見人等が適切に金銭管理を行い、入院・入所契約をすることによって解決可能な場合もあります。
- 成年後見人等には、医療行為（注射、輸血、放射線治療、手術等）に対する決定及び同意の権限は認められていません。
- 成年後見制度は、一度審判されると本人が病気などから回復し、判断能力を取り戻すか、亡くなるまで続きます。また申立てのきっかけとなった事案（遺産分割、保険金の受取り等）が終了しても、後見人の業務は継続されることとなります。
- 成年後見制度は、後見人等への報酬負担が発生する場合があります。
- 親族等の支援者がいない、または支援者がいても高齢、遠方である場合は将来の金銭管理や入院・入所等の契約に備える為に、制度の検討を行う必要があります。

福祉サービス利用援助事業

- 福祉サービス利用援助事業の契約については、①契約能力（年金等がどの通帳に入金されているか答えることが出来る等）、②本人の利用意向、③契約の必要性を確認の上締結することになります。
- 福祉サービス利用援助事業における財産管理は、日常生活の範囲に限られます。また、取消権がないため、悪徳商法等の被害などへの対応について限界があります。
- 福祉サービス利用援助事業では、福祉サービスの内容が理解できる場合は、本人が締結する契約を支援することができます。しかし、内容が理解できず、本人に代わっての契約が必要な場合は、福祉サービス利用援助事業の範囲を超える事項になるため、成年後見制度の導入が必要となります。



成年後見制度利用検討ガイドライン

令和4年11月発行

発行

〒923-1121

能美市寺井町た8番地1 能美市ふれあいプラザ2階

社会福祉法人能美市社会福祉協議会

くらしサポートセンターのみ

TEL : 0761-58-6603/ FAX : 0761-58-6733

ホームページ www.nomi-shakyo.jp/c112.html

メールアドレス kurashi@nomi-shakyo.jp

※このガイドラインは、ホームページから
ダウンロードできます。

